

〈令和 8（2026）年度採用分募集要項の訂正について（令和 7（2025）年 2 月 14 日）〉

○「4. 申請資格（1）」の学位の海外特別研究員（採用予約）について、以下の通り訂正します。

【海外特別研究員（採用予約）】

- ・ 令和 8（2026）年 4 月 1 日現在、次のいずれかの我が国の大学院博士課程に在籍し、令和 8（2026）年 4 月 2 日から令和 9（2027）年 4 月 1 日までに博士の学位を取得する見込みの者。
 - 1）区分制の博士課程後期第 2 年次又は 3 年次の年次相当（在学月数 12 か月以上 36 か月未満）に在学する者
 - 2）一貫制の博士課程第 4 年次又は 5 年次の年次相当（在学月数 36 か月以上 60 か月未満）に在学する者
 - 3）後期 3 年の課程のみの博士課程第 2 年次又は 3 年次の年次相当（在学月数 12 か月以上 36 か月未満）に在学する者
 - 4）医学、歯学、薬学又は獣医学系の 4 年制の博士課程第 3 年次又は 4 年次の年次相当（在学月数 24 か月以上 48 か月未満）に在学する者
- ・ 採用予約の者が令和 8（2026）年 4 月 1 日までに学位を取得した場合は、派遣開始を繰り上げ、令和 8（2026）年 4 月 1 日以降に派遣を開始することもできます。

○（参考）訂正前

【海外特別研究員（採用予約）】

- ・ 令和 8（2026）年 4 月 1 日現在、次のいずれかの我が国の大学院博士課程に在籍し、令和 8（2026）年 4 月 2 日から令和 9（2027）年 4 月 1 日までに博士の学位を取得する見込みの者。
 - 1）区分制の博士課程後期第 1 年次又は 2 年次の年次相当（在学月数 24 か月未満）に在学する者
 - 2）一貫制の博士課程第 3 年次又は 4 年次の年次相当（在学月数 24 か月以上 48 か月未満）に在学する者
 - 3）後期 3 年の課程のみの博士課程第 1 年次又は 2 年次の年次相当（在学月数 24 か月未満）に在学する者
 - 4）医学、歯学、薬学又は獣医学系の 4 年制の博士課程第 2 年次又は 3 年次の年次相当（在学月数 12 か月以上 36 か月未満）に在学する者
- ・ 採用予約の者が令和 8（2026）年 4 月 1 日までに学位を取得した場合は、派遣開始を繰り上げ、令和 8（2026）年 4 月 1 日以降に派遣を開始することもできます。